

NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

2019 年度春期理事会議事録

1. 日時：2019 年 6 月 29 日(土曜日) 11:40～12:30
2. 場所：東京医科大学病院 6 階会議室
3. 出席者数：理事総数 64 名中 52 名参加、そのうち会議出席 25 名、書面表決 27 名

会議出席理事 25 名、議決権行使書による表決者 27 名、計 52 名の参加者があり、過半数 32 名を上回るため、定款第 34 条により本春期理事会における審議は成立することが事務局水谷勝理事より宣言された。次いで、定款第 34 条により本理事会の議長は馬場保昌理事長であるが、本日不在のため、杉野吉則副理事長に議長をお願いする旨を宣言した。また、議事録署名人には仲村明恒理事、岡田義和理事が推挙され承認された。引き続き杉野議長が開会を宣言した。

本議事録には、議事の進行に沿って報告案件(第 1 号議案、第 2 号議案)と審議案件(第 3～7 号議案)および審議結果を順に記した。

なお、初出を除いて発言者氏名は略した。

第 I 部

報告案件

1 第 1 号議案：支部運営委員会副委員長補佐就任の件

中原慶太支部運営委員会委員長より説明があった。高橋伸之支部運営委員会副委員長より退任の意向があったので慰留を行い、高橋副委員長の負担を軽くするため副委員長補佐を設け、中村祐二郎技師に就任いただくことが支部運営委員会で議決されたと報告があった。なお、中村技師は関東甲信越支部技師代表を務めていることから、支部副代表の設置を検討していることが報告された。

2 第 2 号議案：日本消化器がん検診学会の胃 X 線検診読影補助認定制度との事業提携の件

杉野議長より説明があった。平成 30 年 10 月 30 日に日本消化器がん検診学会から、読影補助認定制度に関して NPO と連携し、共同事業として行いたいと申し出があり、NPO 側は受諾する方向で前向きに検討すると回答した。今年 4 月

19日に学会側から、共同事業を撤回するという回答が届いた。NPOとしては非常に意味のある事業なので、撤回を考え直していただきたいと学会側へ複数回にわたり申し入れを行ったが、学会側からは撤回する意向は変わらないとの返事があった、と報告した。

第Ⅱ部

審議案件

3 第3号議案：2019年度事業計画・予算案の件

2018年度決算報告書について、朝日税理士法人の青野税理士から説明があった。経常収益は2017年度と比べ157万円の増収であったが、これは個人検定事業の受験料・証明証の増収によるものであり、経常費用は2017年度と比べ66万円減額した結果、当期正味財産増減額は4,158,005円となったと話があった。

2018年度監査報告について、原田容治監事より発言があった。6月16日に監査を行い、関係書類について、適法かつ正確であったことを説明した。内部留保がかなり増えて来ており、NPOとしては減らして行くべきである、支部間で差がある点も考えて行くべきであると発言した。杉野議長より、未払金が2年連続で計上されており、速やかに解決するべきであると指摘があった。余剰金については、支部スタッフの手当てを厚くする方向で、支部運営委員会とも協議して行きたいと発言があった。

次に、2019年度事業計画について、まず、川上哲弘広報編集委員会副委員長より説明があった。ホームページ・ポスター・電子メールを通じて事業を広報すること、協賛企業に年間12万円の企業広告ホームページ掲載料を募ることを説明した。

次に、八巻悟郎胃X線精度管理研究委員会委員長より本日の学術集会と、9月14日に札幌で第32回学術集会を開催する計画が説明された。

そして、小田丈二教育・研修委員会委員長より説明があった。基準撮影法講習会を明日、9月15日に基準撮影法・読影法講習会を開催することが説明された。

次に、剛崎寛徳 X線検診精度管理・評価委員会委員長より説明があった。胃がん X線検診技術部門 B資格検定試験および胃がん X線検診読影部門 B資格検定試験を9月1日に開催することを説明した。加えて、技術 B資格・読影 B更新試験、基準撮影法マニュアル改訂事業、胃がん X線検診読影基準作成に関する事業、胃 X線読影勉強会を開催する旨、話があった。

そして、中原慶太支部運営委員会委員長より、支部企画立案事業および委託連携事業を実施、2019年度は合計36事業を展開することを説明、収支を考えて工夫して行きたいと発言した。

次に、2019年度事業予算案について財務委員会富樫聖子理事より説明があった。収支としては308万円の赤字予算となっており、事務局秘書がアルバイトから職員へと勤務形態変更となり人件費が増えていることが影響していることを説明した。2018年度の収支が報告の通り416万円増となっていることも考えて、2019年度予算案を作成したと述べた(表3)。

審議に入り、出席理事25票、議決権行使書27票の賛成により本案は可決された。

表1 2018年度決算報告書(別表)

表 2 NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 2019 年度委員会別事業計画

委員会名称	事業内容	場所・会場
運営委員会	各下部組織委員会が所管する事業を調整・統括し円滑な法人運営を行う。	
財務委員会	経理業務を整備し、当法人の財政基盤の安定化をはかる。 財務委員会会議(年 4 回)	
広報・編集委員会	ホームページ・メール配信・ポスターなどを用いて精度向上に必要な知識と情報の普及をはかる。ホームページに協賛広告を掲載する。	
胃 X 線 精度管理 研究委員会	学術集会を年 2 回開催し、胃 X 線専門医および専門技師の育成をはかる。 1) 第 31 回学術集会 2019 年 6 月 29 日 2) 第 32 回学術集会 2019 年 9 月 14 日	(東京) (札幌)
教育・研修 委員会	胃 X 線検査に関する講習会・研修会を開催する。 1) 基準撮影法講習会 2019 年 6 月 30 日 2) 基準撮影法講習会 2019 年 9 月 15 日	(東京) (札幌)
X 線検診精度 管理・評価 委員会	技術部門および読影部門検定事業を行う。 1) 胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定試験 2019 年 9 月 1 日 2) 胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定試験 2019 年 9 月 1 日 3) 胃がん X 線検診技術部門・読影部門 B 資格 更新試験(同日実施) 4) 基準撮影法マニュアル改訂および NPO 版ビデオ制作事業 5) 胃がん X 線検診読影基準作成に関する事業	(全国 7 会場) (全国 7 会場) (同会場)
支部運営 委員会	全国 7 支部の円滑な運営や活性化をはかる。 支部企画立案事業・委託連携事業を実施する。	(全国)

表 3 2019 年度予算案(別表)

4 第 4 号議案：胃がん X 線検診指導員任命規定改訂の件

支部運営委員会中原理事より説明があった。胃がん X 線検診指導員任命試験が、X 線検診精度管理・評価委員会から支部運営委員会へ移管するに当たって、指導員事業をさらに活性化し、支部で精度管理事業を頑張っていたきたくことを目的に、胃がん X 線検診指導員任命規定の改訂案が支部運営委員会で審議・調整され、運営委員会で承認されましたので、審議をお願いしたいと発言した。

事務局水谷理事より、吉村理事からの意見が代読された。第 26 条第 2 項について、指導員資格と検定資格とは別の資格と認識しており、同時に喪失するのは少し疑問を感じます、と書かれていた、と述べた。

中原理事より説明があった。NPO の活動に協力する指導員を増やし、活性化したいと考えている、と述べた。指導員を増やすに当たって、技術 B・読影 B 資格を維持・更新していくのは金銭的・時間的に負担が掛かるため、今回の改訂では、指導員を更新すれば、検定資格をあえて更新しなくとも良いこととした、と発言した。他方、指導員は責任も生じ、資格のみを取得し事業に協力的ではない指導員の出現を抑止するため、今回の改訂では、指導員資格を喪失した際には、検定資格も喪失することとした、と説明した。

審議に入り、出席理事 25 票、議決権行使書 27 票の賛成により本案は可決された。

資料 1 胃がん X 線検診指導員規程(改訂案)

5 第 5 号議案：胃 X 線精度管理研究委員会の教育・研修委員会への統合の件

教育・研修委員会小田理事より説明があった。胃 X 線精度管理研究委員会ではこれまで年 2 回の学術集会を開催して来ましたが、この度、学術集会と翌日開催される講習会を一連の事業として行うことを目的に、胃 X 線精度管理研究委員会を教育・研修委員会に統合する案が、教育・研修委員会より起案され、運営委員会で審議・承認されたので、理事会で審議をお願いしたい、と発言した。なお、統合後は胃 X 線教育研修・学術集会委員会と名称変更することとなっている、と述べた。

杉野議長より、学術集会では支部運営委員会など他の委員会と横断的に折衝する必要があり、なるべく簡略化するために統合する方向としたこと、委員長を務めていただいた八巻先生には、新しい委員会に入って活躍していただきたいと、発言した。

小川利政監事より、(別綴)資料 2 について指摘があった。資料では 7 月 1 日に改定するとあるが、実際は 6 月 29 日が正しいのではないかと発言があった。小田理事より、今回、送付された資料では 7 月 1 日になっているが、新しく訂正した資料では 6 月 29 日としている、と説明があった。

審議に入り、出席理事 25 票、議決権行使書 27 票の賛成により本案は可決さ

れた。

資料 2 胃 X 線教育研修・学術集会委員会細則

6 第 6 号議案：近畿支部医師代表・東北支部技師代表交代の件

支部運営委員会中原理事より説明があった。これまで近畿支部医師代表を務めていただいた山崎秀男先生から、松尾祥弘先生へ、東北支部技師代表を勤めていただいた稲葉雅志技師から、菅野宏之技師へ交代いただく案が、支部運営委員会で起案され、運営委員会で審議・承認されたので、理事会で審議をお願いしたい、と述べた。

審議に入り、出席理事 25 票、議決権行使書 27 票の賛成により本案は可決された。

7 第 7 号議案：役員再任および新規理事候補の件

事務局水谷理事が説明した。現任役員任期は本理事会・総会の終結をもって完了するため、前もって役員の方に提出いただいた役員再任承諾届出書を基に再任案を作成したことを説明した。また、高嶋優子理事より事前に退任の意向が伝えられ、後任として中村真技師の推薦があった、と述べた。さらに近畿支部の松尾祥弘先生、伊藤高広先生、中国四国支部技師代表を務める鷺見和幸技師、X 線検診精度管理・評価委員会の見本真一技師の 4 名を新規理事候補とする案が運営委員会で承認されたので審議をお願いしたい、と発言した。また、別表で結果が掲載されていなかった理事のうち、鈴木雅雄理事からは退任の意向が示されていること、加藤久人理事とは連絡が取れていないことが追加で報告された。

審議に入り、出席理事 25 票、議決権行使書 27 票の賛成により本案は可決された。

表 4 2019 年度(～2020 年度)NPO 法人精管構役員 再任・退任結果

2020 年秋の学術集会の実行委員長を担当する大島暑四技師より挨拶があり、ご協力をお願いしたいと発言があった。

小牟田理事より質問があった。2019 年 9 月の学術集会の実行委員長を務めて

いるが、委員会改編が承認されたため、ポスターなどには新しい委員会名称を載せるべきか、と尋ねた。まだ印刷していないとのことで、新しい委員会名称に変更いただきたいと、杉野議長から説明があった。

以上、この議事録が正確であることを証します。

2019年6月29日

議	長	副理事長	杉野	吉則
議事録署名人		理事	仲村	明恒
		理事	岡田	義和

決算報告書

平成30年度

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

貸借対照表

平成31年 3月31日現在

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	29,141,824	24,290,497	4,851,327
現金	1,259,272	957,751	301,521
普通預金	27,882,552	23,332,746	4,549,806
前払費用	338,885	996,507	△ 657,622
流動資産合計	29,480,709	25,287,004	4,193,705
2. 固定資産			
有形固定資産			
工具器具備品	1,190,776	1,190,776	0
減価償却累計額	△ 1,190,768	△ 1,190,768	0
有形固定資産合計	8	8	0
固定資産合計	8	8	0
資産合計	29,480,717	25,287,012	4,193,705
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,300	2,300	0
預り金	5,700	0	5,700
前受金	660,000	630,000	30,000
流動負債合計	668,000	632,300	35,700
負債合計	668,000	632,300	35,700
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	24,654,712	22,742,617	1,912,095
当期正味財産増減額	4,158,005	1,912,095	2,245,910
正味財産合計	28,812,717	24,654,712	4,158,005
負債及び正味財産合計	29,480,717	25,287,012	4,193,705

活動計算書

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

科 目	当年度	昨年度	増 減
I 経常収益			
1. 受取入金・会費	2,159,550	2,536,000	-376,450
受取入金	201,000	207,000	-6,000
受取会費	1,958,550	2,329,000	-370,450
2. 事業収益	18,689,250	16,733,500	1,955,750
教育検定事業収益	4,209,250	3,728,500	480,750
広告登録料	1,060,000	830,000	230,000
参加登録料	699,000	650,000	49,000
懇親会料	284,000	69,000	215,000
展示料	730,000	700,000	30,000
講習会資料代	24,000	0	24,000
講習会参加料	1,412,250	1,479,500	-67,250
個人検定事業収入	14,480,000	13,005,000	1,475,000
受検料	7,965,000	7,340,000	625,000
証明証料	6,515,000	5,665,000	850,000
3. その他収益	122	138	-16
受取利息	122	138	-16
経常収益計	20,848,922	19,269,638	1,579,284
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			0
人件費計	-	-	
(2) その他経費			
事務通信雑費	1,064,360	1,015,500	48,860
旅費交通費	4,109,143	4,326,909	-217,766
通信費	1,125	0	1,125
減価償却費	0	214,162	-214,162
発送通信費	697,956	927,029	-229,073
消耗品費	233,609	329,394	-95,785
印刷費	1,715,629	2,195,998	-480,369
会場運営費	3,791,876	3,399,838	392,038
会費	678,163	1,267,949	-589,786
会費	1,041,286	786,416	254,870
雑費	61,559	1,932	59,627
その他経費計	13,394,706	14,465,127	-1,070,421
事業費計	13,394,706	14,465,127	-1,070,421
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,916,563	1,875,343	41,220
法定福利費	323,239	201,814	121,425
人件費計	2,239,802	2,077,157	162,645
(2) その他経費			
旅費交通費	0	77,480	-77,480
通信費	114,173	131,051	-16,878
商品費	190,112	65,128	124,984
印刷費	200	13,411	-13,211
租税公課	354,700	130,400	224,300
支払手数料	8,424	8,964	-540
支払報酬	388,800	388,800	0
雑損	0	25	-25
その他経費計	1,056,409	815,259	241,150
管理費計	3,296,211	2,892,416	403,795
経常費用計	16,690,917	17,357,543	-666,626
III 経常外収益			
経常外収益計	-	-	
IV 経常外費用			
経常外費用計	-	-	
当期正味財産増減額	4,158,005	1,912,095	2,245,910
前期繰越正味財産	24,654,712	22,742,617	1,912,095
次期繰越正味財産	28,812,717	24,654,712	4,158,005

財産目録

平成31年 3月31日現在

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	1,259,272
		教育研修委員会		37,085
		胃X線精度管理委員会		631,984
		本部		13,913
		東北		828
		近畿		535,405
		中国四国		15,000
		運営委員会		25,057
	預金	普通預金		27,882,552
		事務局		14,827,579
		本部		1,122,233
		胃X線精度管理研究委員会		2,877,039
		広報・編集委員会		505,410
前払金	教育研修委員会		675,195	
	X線検診精度管理・評価委員会		4,983,147	
	支部運営委員会		2,315,752	
	東北		24	
	近畿		3,671	
	九州		245,925	
	運営委員会		326,577	
			338,885	
流動資産合計				29,480,709
(固定資産)	工具器具備品			1,190,776
	減価償却累計額			△ 1,190,768
	工具器具備品			8
固定資産合計				8
資産合計				29,480,717
(流動負債)	未払金			2,300
	預り金			5,700
	前受金			660,000
流動負債合計				668,000
負債合計				668,000
正味財産				28,812,717

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

前払金		
X線検診精度管理 評価委員会	230,040	翌期開催印刷費用
事務局	80,200	翌期開催発送通信費
事務局	28,645	翌期開催消耗品費
	計	338,885

未払金		
中国四国	2,300	個人立替分
	計	2,300

前受金		
事務局	630,000	31年度 受験料
	計	630,000

雑費		
X線検診精度管理 評価委員会	21,600	生花代
事務局	39,959	空調料金
	計	61,559

表3 2019年度 予算案

	2018年度 予算案			2019年度 予算案			
	収入	支出	収支	収入	支出	収支	
X線検診精度管理・評価委員会	13,150,000	11,129,360	2,020,640	14,150,000	12,101,000	2,049,000	
胃がんX線検診 検定試験に関する事業	12,150,000	9,384,360	2,765,640	13,000,000	10,056,000	2,944,000	
① 技術部門B資格検定試験関係 新規更新	8,150,000	5,523,360	2,626,640	8,500,000	7,395,000	1,105,000	技術・読影同日開催
② 読影部門B資格検定試験関係 新規更新	4,000,000	2,686,000	1,314,000	4,500,000	1,486,000	3,014,000	
③ 検定試験実施委員会	0	1,150,000	(1,150,000)	0	1,150,000	(1,150,000)	年3回予定
④ 今後の読影B検定試験あり方検討会議	0	0	0	0	25,000	(25,000)	
⑤ 技術部門A資格検定試験関係	0	25,000	(25,000)	0	0	0	
基準撮影法マニュアル作成に関する事業	1,000,000	600,000	400,000	1,000,000	600,000	400,000	
⑥ 基準撮影法マニュアル改訂版 作成 配布	1,000,000	600,000	400,000	1,000,000	600,000	400,000	
胃がんX線検診 読影基準作成に関する事業	0	265,000	(265,000)	150,000	465,000	(315,000)	
⑦ 読影基準作成作業部会会議	0	15,000	(15,000)		15,000	(15,000)	
⑧ 胃X線読影勉強会 (年3回 参加者50名)	0	0	0	150,000	450,000	(300,000)	
⑨ 読影基準検討会 (5回)	0	250,000	(250,000)	0	0	0	
委員会会議 その他	0	880,000	(880,000)	0	980,000	(980,000)	
⑩ 定例会議 (月1回)、プレ会議 (毎週水)	0	230,000	(230,000)	0	230,000	(230,000)	
⑪ 委員会運営費・事務局関係	0	650,000	(650,000)	0	750,000	(750,000)	
教育研修委員会	240,000	147,000	93,000	240,000	197,000	43,000	
⑫ 第1回読影・基準撮影法講習会	80,000	18,000	62,000	80,000	18,000	62,000	6月東京
⑬ 第2回読影・基準撮影法講習会	80,000	71,000	9,000	80,000	121,000	(41,000)	9月札幌
⑭ 第3回読影・基準撮影法講習会	80,000	28,000	52,000	80,000	28,000	52,000	3月東京
⑮ 教育研修委員会会議	0	30,000	(30,000)	0	30,000	(30,000)	x12回
支部運営委員会	1,524,700	3,329,000	(1,804,300)	1,358,950	3,208,780	(1,849,830)	
⑯ 支部運営費	1,524,700	3,329,000	(1,804,300)	1,358,950	3,208,780	(1,849,830)	7支部 36事業
広報・編集委員会	600,000	600,000	0	720,000	810,000	(90,000)	
⑰ ホームページ運営事業	600,000	600,000	0	720,000	810,000	(90,000)	
胃X線精度管理研究委員会	2,500,000	2,250,000	250,000	2,500,000	2,500,000	0	
⑱ 学術集会 春期・秋期	2,500,000	2,250,000	250,000	2,500,000	2,200,000	300,000	
⑲ 学術集会会議他					300,000	(300,000)	
財務委員会	0	10,000	(10,000)	0	10,000	(10,000)	
⑳ 財務委員会会議	0	10,000	(10,000)	0	10,000	(10,000)	
運営委員会	0	812,140	(812,140)	0	812,140	(812,140)	
㉑ 理事会 (春期)	0	47,000	(47,000)	0	47,000	(47,000)	
㉒ 運営委員会会議	0	765,140	(765,140)	0	765,140	(765,140)	
本部事務局	2,600,000	3,598,000	(998,000)	3,085,000	5,500,000	(2,415,000)	
㉓ 会員組織事業			0			0	
理事会費	650,000	0	650,000	650,000	0	650,000	
一般会員	1,700,000	0	1,700,000	2,060,000	0	2,060,000	10000x65人
会費 (未収金予測)	0	200,000	(200,000)	0	400,000	(400,000)	2000x1030人
新入会員	250,000		250,000	375,000	0	375,000	2000x200人
人件費	0	1,848,000	(1,848,000)	0	3,500,000	(3,500,000)	
備品雑費	0	50,000	(50,000)	0	100,000	(100,000)	
会計処理料 (顧問・決算作成)	0	1,500,000	(1,500,000)	0	1,500,000	(1,500,000)	
事業予算 合計	20,614,700	21,875,500	(1,260,800)	22,053,950	25,138,920	(3,084,970)	
㉔ 繰越金	24,290,497	0	24,290,497	28,505,947	0	28,505,947	
X線検診精度管理・評価委員会	14,504,403	0	14,504,403	19,810,726	0	19,810,726	
教育研修委員会事業	646,289	0	646,289	712,280	0	712,280	
支部運営委員会	2,985,198	0	2,985,198	3,116,605	0	3,116,605	
胃X線精度管理研究委員会	2,806,058	0	2,806,058	2,877,039	0	2,877,039	
広報委員会	25,948	0	25,948	505,410	0	505,410	
運営委員会	741,981	0	741,981	351,634	0	351,634	
本部事務局	2,580,620	0	2,580,620	1,132,253	0	1,132,253	
総事業費 ①～㉔	44,905,197	21,875,500	23,029,697	50,559,897	25,138,920	25,420,977	

NPO法人 日本消化器がん検診精度管理評価機構 胃がんX線検診指導員規程(改定案)

(本規程の概要)

第1条

1. この規程は、NPO法人 日本消化器がん検診精度管理評価機構（以下、本法人）が任命する胃がんX線検診指導員(以下、指導員)の運用管理に関する事項を定めるものである。

(指導員の定義, 役割)

第2条

1. 指導員とは、胃X線撮影と読影の基本的な事柄に習熟する医師あるいは技師で、当法人の理念方針に賛同協力し、胃がんX線検診の精度向上に寄与する活動を推進する者とする。
2. 指導員は、第3条に定める胃がんX線検診指導員任命審査（以下、任命審査）もしくは、胃がんX線検診指導員資格更新審査（以下、更新審査）に合格しなければならない。
3. 指導員は、勤務施設ないしは自宅住所のある当法人の支部に所属する。
4. 指導員は、主に所属支部の担当地域において以下の各号の役割を担う。
 - (1) 当法人の胃がんX線検診の精度管理事業、教育研修事業、支部事業の運営協力。
 - (2) 胃X線撮影および読影に関する技術指導。
 - (3) そのほか、各支部が必要と認める事業への運営協力。
5. 指導員は、胃がんX線検診指導講師（以下、指導講師）・技術部門B資格検定試験の技能検定試験官・支部運営委員の候補者となる。

(指導員の管理) : 支部移管

第3条

1. 支部は、任命・更新審査などを実施することで指導員を管理しなければならない。
2. 支部は、技師代表および医師代表が必要と認める際、任命審査を1年に1回に限り企画することができる。
3. 支部は、当該年度に指導員資格の更新対象者がいる場合、更新審査を1年に1回に限り企画する。
4. 支部は、必要に応じて第2条4項に定める各種事業への運用協力を依頼することができる。
5. 支部運営委員会は、各支部の指導員の管理状況を把握しなければならない。

(任命審査の実施)

第4条

1. 支部は、任命審査を企画する際、その公正かつ円滑な実施を目的とし、技師代表、医師代表、あるいは技師代表と医師代表が推薦する指導員や指導講師からなる3名以上の胃がんX線検診指導員任命審査実施部会(以下、任命審査実施部会)を設置する。
2. 任命審査実施部会の部会長は、技師代表あるいは医師代表とする。
3. 任命審査実施部会は、本規程に従って任命審査を実施する。
4. 任命審査実施部会は、指導員新規登録者が当法人のホームページに公表された時点で解散する。

(任命審査の受審料と公示)

第5条

1. 当法人は、任命審査の受審料を別途定めることができる。
2. 支部は、任命審査の日時や必要な事項を当法人のホームページに公示する。

(任命審査の受審資格)

第6条

1. 任命審査の受審者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。
 - (1) 当法人の会員
 - (2) 胃がんX線検診技術部門B資格証明証(以下、技術部門B資格証明証)と胃がんX線検診読影部門B資格証明証(以下、読影部門B資格証明証)の両方を有する者
2. 任命審査実施時点での審査管理者(理事長、副理事長、下部組織委員会の委員長と副委員長、本部事務局長、支部事務局長、医師代表、技師代表)・指導講師については任命審査の受審を認めない。

(任命審査の申請書類)：誓約書を追加

第7条

1. 任命審査の申請書類は、次の各号にあげるものとする。
 - (1) 胃がんX線検診指導員任命審査の申請書
 - (2) 技術部門B資格証明証と読影部門B資格証明証の写し
 - (3) X線検診精度管理・評価委員会が企画する講習会・研修会の参加証明証の写し
 - (4) 胃X線教育研修・学術集会委員会が企画する学術集会・講習会・研修会の参加証明証の写し
 - (5) 各支部が企画する支部講習会などの参加証明証の写し
 - (6) 審査料の振替払込請求書兼受領証の写し
 - (7) 受審票
 - (8) 業績目録(5年以内の学会発表、論文発表、検査件数/読影件数)

(9) 胃がんX線検診指導員誓約書

(任命審査の申請手続き)

第8条

1. 任命審査の受審希望者は、所定の期間（実施年度11月第2月曜日から2週間）に、第7条に定める任命審査申請書類一式を当法人のホームページより請求する。
2. 任命審査の受審希望者は、任命審査申請書類に必要事項を記入し、所定の期間（実施年度12月第2月曜日から3週間）に任命審査申請書類正1通を本部事務局に郵送する。
3. 当法人は、任命審査申請書類一式がすべて提出されていない場合、任命審査の受審を認めない。
4. 本部事務局は、任命審査申請書類の記載事項を点検した後、任命審査の受審希望者に対し、個別に受審票を郵送する。
5. 本部事務局は、いったん納入された受審料と受審に関する費用を一切返還しない。
6. 本部事務局は、任命審査受審者の氏名等を支部に通知する。

(任命審査の審査項目)：筆記試験を削除

第9条

1. 任命審査の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 書類審査
 - (2) 面接
2. 支部運営委員会は、前項の審査項目の実施要領を別途定めることができる。
3. 支部は、前項の実施要項に従って任命審査を実施しなければならない。

(任命審査の合否判定)

第10条

1. 任命審査実施部会は、任命審査結果を支部運営委員会へ答申する。
2. 支部運営委員会は、各支部の任命審査実施部会より答申された任命審査結果をとりまとめ、運営委員会へ答申する。
3. 運営委員会は、任命審査結果をもとに合否を判定する。
4. 運営委員会は、任命審査の合否判定結果を理事長・本部事務局・支部運営委員会に通知する。
5. 支部運営委員会は、任命審査の合否判定結果を支部に通知する。

(指導員の新規登録)

第11条

1. 本部事務局は、任命審査実施後に任命審査合格者を4月1日付で指導員として新規登

録する。

2. 本部事務局は、指導員新規登録者の情報を支部運営委員会や支部と共有する。
3. 支部は、情報共有後速やかに、指導員新規登録者を当法人のホームページに公示する。

(指導員任命時の任命証発行)

第12条

1. 本部事務局は、任命審査の合否判定結果を受審者に通知するとともに、任命審査合格者に対し、所属支部名等を明記した胃がんX線検診指導員任命証（以下、指導員任命証）を発行し郵送する。
2. 指導員任命証は、当法人や第三者(他の学術団体など)に対し、胃がんX線検診に関する基本的な事柄についての教育・指導能力を有することを証明するものである。
3. 指導員任命証は、技術部門B検定と読影部門B検定の資格を保持していることを証明するものである。
4. 指導員任命証の有効期限は、登録日から5年間とする。

(指導員任命期間における特例措置)：技術および読影B検定資格の更新免除を追加

第13条

1. 指導員新規登録者は、技術部門B検定と読影部門B検定の資格更新（手続きや受審など）が免除される。

(指導員資格の更新)

第14条

1. 指導員資格は、5年毎に更新しなければならない。

(更新審査の実施)

第15条

1. 支部は、更新審査を企画する際、その公正かつ円滑な実施を目的とし、技師代表、医師代表、あるいは技師代表と医師代表が推薦する指導員や指導講師からなる3名以上の胃がんX線検診指導員資格更新審査実施部会(以下、更新審査実施部会)を設置する。
2. 支部は、任命審査と更新審査の両方を同一年度に実施する場合、任命審査実施部会と更新審査実施部会を兼ねることができる。
3. 更新審査実施部会の部会長は、技師代表あるいは医師代表とする。
4. 更新審査実施部会は、本規程に従って更新審査を実施する。
5. 更新審査実施部会は、指導員再登録者が当法人のホームページに公表された時点で解散する。

(更新審査の受審料と公示)

第16条

1. 当法人は、更新審査の受審料を別途定めることができる。
2. 支部は、更新審査に必要な事項を当法人のホームページに公示する。
3. 支部は、当該年度の指導員資格更新予定者に対し、更新手続きなどを通知する。

(指導員資格の更新条件)

第17条

1. 更新審査の受審希望者は、以下の各号に定める講習会・研修会・勉強会の参加による単位取得を要する。
 - (1) X線検診精度管理・評価委員会が企画する事業
 - (2) 胃X線教育研修・学術集会委員会が企画する事業
 - (3) 各支部が企画する事業
2. 支部運営委員会は、前項に定めた各種事業の参加による単位取得要件と資格更新に要する手続きを別途定めることができる。

(更新審査の申請書類)

第18条

1. 更新審査の申請書類は、次の各号にあげるものとする。
 - (1) 胃がんX線検診指導員資格更新審査の申請書
 - (2) 第17条1項に定める各種事業の参加証明証の写し
 - (3) 審査料の振替払込請求書兼受領証の写し
 - (4) 業績目録（5年以内の学会発表・論文発表・検査件数/読影件数）

(指導員資格の更新手続き)

第19条

1. 更新審査の受審希望者は、所定の期間（実施年度11月第2月曜日から2週間）に、第18条に定める更新審査書類一式を当法人のホームページより請求する。
2. 更新審査の受審希望者は、更新審査申請書類に必要事項を記入し、所定の期間（実施年度12月第2月曜日から3週間）に更新審査申請書類正1通を本部事務局に郵送する。
3. 当法人は、更新審査申請書類一式がすべて提出されていない場合、更新審査の受審を認めない。
4. 本部事務局は、更新審査申請書類の記載事項を点検した後、更新審査の受審希望者に対し、個別に受審票を郵送する。
5. 本部事務局は、いったん納入された受審料と受審に関する費用を一切返還しない。

6. 本部事務局は、更新審査受審者の氏名等を支部に通知する。

(更新審査の審査項目)

第20条

1. 更新審査の審査項目は、次の号に掲げるものとする。
 - (1) 書類審査
2. 支部運営委員会は、前項の審査項目の実施要領を別途定めることができる。
3. 支部は、前項の実施要項に従って更新審査を実施しなければならない。

(更新審査の可否判定)

第21条

1. 支部は、更新審査結果を支部運営委員会へ答申する。
2. 支部運営委員会は、各支部の更新審査実施部会より答申された更新審査結果をとりまとめ、運営委員会に答申する。
3. 運営委員会は、更新審査結果をもとに指導員資格更新の可否を判定する。
4. 運営委員会は、指導員資格更新の可否判定結果を理事長・本部事務局・支部運営委員会に通知する。
5. 支部運営委員会は、指導員資格更新の可否判定結果を支部に通知する。

(指導員の再登録)

第22条

1. 本部事務局は、更新審査実施後に更新審査合格者を4月1日付で指導員として再登録する。
2. 本部事務局は、指導員再登録者の情報を支部運営委員会や支部と共有する。
3. 支部は、情報共有後速やかに、指導員再登録者を当法人のホームページに公示する。

(指導員資格更新時の任命証発行)

第23条

1. 本部事務局は、更新審査の可否判定結果を受審者に通知するとともに、更新審査合格者に対し、所属支部名等を明記した指導員任命証を発行し郵送する。
2. 前項の指導員任命証は、第12条2項や3項および4項に定めた権能を有するものである。

(指導員資格更新時の特例措置)：技術および読影B検定資格の自動更新を追加

第24条

1. 指導員資格更新者は、技術部門B検定と読影部門B検定の資格が自動更新される。

(指導員資格の更新保留)

第25条

1. 当法人は、更新に必要な要件が不十分な場合など、更新審査で不可と判定された者に対し、指導員資格の更新を保留することができる。
2. 支部運営委員会は、指導員資格の更新の保留に要する手続きを別途定めることができる。
3. 指導員は、資格更新の保留期間中に指導員を呼称することはできない。

(指導員資格の喪失) : 追加

第26条

1. 本法人は、以下の各号のいずれかに該当する場合、運営委員会の議決により、指導員資格を喪失させることがある。
 - (1) 指導員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 会費未納などで非会員となったとき。
2. 指導員資格を喪失した場合、同時に技術部門B検定と読影部門B検定の資格も喪失する。

(附則)

1. この規程は平成25年12月7日から施行する。
2. この規程の改廃は、運営委員会の審議により2分の1以上の同意を得て、理事会の承認を要す。
3. 平成25年度指導員任命試験では第6条(受験申請書類)の内容を別途定め、当法人のホームページ上に告示する。
4. この規定は2019年(令和元年)6月29日に一部改正する。

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 胃 X 線教育研修・学術集会委員会設置
にあたって、NPO 精管構・細則第 1 号・委員会の運営細則(補則)第 5 条にもとづき、
胃 X 線教育研修・学術集会委員会の運営規約(規約第 1 号)を定める。

平成 25 年 4 月 1 日

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構
教育・研修委員会 委員長
加藤 久人

平成 28 年 4 月 1 日

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構
教育・研修委員会 委員長
小田 丈二

令和元年 6 月 29 日

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構
胃 X 線教育研修・学術集会委員会 委員長
小田 丈二

NPO 精管構 胃 X 線教育研修・学術集会委員会

胃 X 線教育研修・学術集会委員会の運営規約（平成 25 年規約第 1 号）

（名称）

第 1 条 この委員会は、特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構
胃 X 線教育研修・学術集会委員会(以下、本委員会)という。

（目的）

第 2 条 消化器がん検診の精度向上を目指し、これに従事する医師・放射線技師の教育・
研修事業を行うことならびに胃 X 線専門医・指導医および胃 X 線専門技師・指
導技師の育成と胃 X 線検診精度管理に関する研究を行い、もって学術的交流を
図ることを目的とする。

（委員）

第 3 条 委員長は、次の各号に定める者の中から委員若干名を委員の同意を得て指名する
ことができる。

- (1)当法人の理事
- (2) 本委員会が承認した者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により任命された者の任期は前任者の残任期間とする。
3 増員により任命された者の任期は既任者にあわせる。
4 委員は後任者が任命されるまで、その職務を行わなければならない。

（委員長の職務）

第 5 条 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。
2 委員長は、委員の互選により副委員長若干名を任命することができる。
3 委員長は、所管事業ならびに議事を管理し、運営委員会に報告しなければならない。

（本委員会の権能）

第 6 条 本委員会は、この細則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)運営委員会に付議すべき事項
- (2)運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他運営委員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第 7 条 定例委員会は、年に 6 回開催する。
2 臨時委員会は、次に掲げる場合に開催できる。
(1)委員長が必要と認め、招集するとき。
(2)委員総数の 5 分の 1 以上から目的を記載した書面により招集請求があったとき。

（議長・定足数）

第 8 条 委員会の議長は、副委員長がこれにあたる。
2 委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ開会することができない。

（議決方法）

第 9 条 本委員会においてはあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この

限りでない。

- 2 委員は、本委員会において、各1個の表決権を有する。
- 3 本委員会の議事は、第10条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(議決事項)

第10条 この規約において、別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、本委員会の議決を経なければならない。

- (1)本委員会所管の事業計画および事業報告
- (2)本委員会所管の収支予算、収支決算、財産目録及び貸借対照表の承認
- (3)本委員会の細則制定または改廃
- (4)その他本委員会において必要と認めた事項

(特別議決事項)

第11条 次の各号に掲げる事項は、本委員会において、出席者の表決権の半数以上の多数による議決を必要とする。

- (1)本委員会の運営規約の変更
- (2)残余財産の処分
- (3)委員の選任と解任

(書面または代理人による表決)

第12条 やむを得ない理由により、本委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人をもって表決権を行使することが出来る。

- 2 前項の書面は、本委員会の日の前日までに委員長に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を委員長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第13条 本委員会の議事録は、担当委員がこれを調整し、委員長または副委員長がこれに署名しなければならない。

- 2 前項の議事録は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1)本委員会の日時及び場所
 - (2)委員の総数および出席委員の氏名
 - (3)会議の経過の概要
 - (4)議案別の議決の結果

(専決処分)

第14条 委員長は、運営委員会に付議すべき事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定による処置については、次の運営委員会においてこれを報告し、承認を得なければならない。
- 3 運営委員会ならびに運営委員長から書面により依頼された事項の処置については次の運営委員会において、これを報告しなければならない。

(内部組織の設置)

第15条 本委員会に、第1条に規定する目的を達成するため、次の内部組織を置く。

- (1)教育プログラム検討作業部会

(2)講習会ならびに研修会企画・開催準備作業部会

(3)NPO 精管構学術集会作業部会

2 前項各号に掲げるもののほか、必要に応じ本委員会委員会の議決を経て、その他の内部組織を置くことができる。

3 内部組織の運営に関し必要な細則は第1項に規定した会長が別に定めることができる。

(事業年度)

第16条 本委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

第1条 胃X線教育研修・学術集会委員会設立委員は別紙設立委員名簿のとおりとする。

(附則)

1.本規約は、平成25年4月1日より施行する。

2,平成22年1月8日改定

3,平成24年3月22日改定

4,平成31年3月13日改定

5,令和元年6月29日改定

NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 胃 X 線教育研修・学術集会委員会委員名簿

氏名（五十音順） 委員会における役職

浅田 栄一	委員
安藤 健一	委員
鷓沼 清仁	委員
岡田 義和	委員
小田 丈二	委員長
工藤 敦子	委員
工藤 泰	副委員長
剛崎 寛徳	委員
坂倉 智紀	委員
重松 綾	委員
富樫 聖子	委員
鶴田 恭央	副委員長
中村 真	委員
中村 祐二郎	委員
松本 史樹	委員
松本 裕治	委員
宮本 真一郎	委員
八巻 悟郎	委員

表4 2019年度(～2020年度)NPO 精管構役員

理事長	馬場 保昌	東京	再任
副理事長	杉野 吉則	東京	再任
副理事長	八巻 悟郎	東京	再任
理事	入口 陽介	東京	再任
理事	吉田 諭史	東京	再任
理事	安保 智典	北海道	再任
理事	加藤 久人	東京	退任
理事	宮川 国久	長野	再任
理事	石川 勉	栃木	再任
理事	鈴木 雅雄	岐阜	退任
理事	中原 慶太	佐賀	再任
理事	吉村 平	三重	再任
理事	丹羽 康正	愛知	再任
理事	萩原 武	北海道	再任
理事	仲村 明恒	東京	再任
理事	小田 丈二	東京	再任
理事	水谷 勝	東京	再任
理事	土亀 直俊	熊本	再任
理事	松川 正明	東京	再任
理事	剛崎 寛徳	東京	再任
理事	丸山 保彦	静岡	再任
理事	草加 勝康	岡山	再任
理事	加藤 勝章	宮城	再任
理事	森田 秀祐	福岡	再任
理事	木村 俊雄	神奈川	再任
理事	佐藤 清二	東京	再任
理事	松本 史樹	東京	再任
理事	鶴田 恭央	東京	再任
理事	浅田 栄一	東京	再任
理事	岡田 義和	東京	再任
理事	工藤 泰	東京	再任
理事	福岡 良和	神奈川	再任
理事	北川 まゆみ	東京	再任

理事	重松 綾	東京	再任
理事	高橋 伸之	北海道	再任
理事	長谷川 圭三	宮城	退任
理事	稲葉 雅志	青森	再任
理事	大類 幸悦	福島	再任
理事	宮田 和則	新潟	再任
理事	腰塚 慎二	埼玉	退任
理事	川地 俊明	岐阜	退任
理事	西川 孝	三重	再任
理事	中谷 恒夫	富山	再任
理事	藤澤 靖	京都	再任
理事	中村 信美	山口	再任
理事	板谷 充子	兵庫	再任
理事	前川 進	兵庫	再任
理事	芳野 克洋	大阪	再任
理事	石川 祐三	広島	再任
理事	平 定一郎	岡山	再任
理事	中園 直幸	大阪	再任
理事	藤 照正	岡山	退任
理事	村上 誠一	山口	再任
理事	佐藤 明美	福岡	退任
理事	村岡 勝美	千葉	再任
理事	川上 哲弘	神奈川	再任
理事	柏木 秀樹	大阪	再任
理事	石本 裕二	福岡	再任
理事	中村 祐二郎	東京	再任
理事	富樫 聖子	東京	再任
理事	小牟田 学	北海道	再任
理事	松谷 基広	岩手	再任
監事	原田 容治	東京	再任
監事	小川 利政	大阪	再任